

長野県文化財保存活用大綱

～守って活かす、活かして守る～

令和7年1月

目次

序章	1
1 大綱策定の背景	1
2 大綱の位置付け	1
3 文化財を取り巻く考慮すべき環境	3
第1章 文化財の保存・活用の現状	4
1 文化財の法制度	4
（1）文化財の体系	4
（2）文化財の保護制度	7
（3）その他の関連制度	8
（4）本県の文化財保護行政の沿革	9
2 本県の概要	10
（1）位置・面積	10
（2）地形	11
（3）気候等	11
（4）今後の人口	12
3 本県の文化財と特徴	13
（1）有形文化財	13
（2）無形文化財	14
（3）民俗文化財	14
（4）記念物	15
（5）文化的景観	16
（6）伝統的建造物群	17
（7）埋蔵文化財	17
（8）文化財の保存技術	17
（9）各地域の国指定・国選定文化財	17
第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針	21
1 調査・研究分野の課題	21
（1）文化財情報の把握	21
（2）調査・研究の手法	21
（3）社会情勢の変化等への対応	21
2 保存・管理分野の課題	21
（1）適切な保存・管理	21
（2）市町村等による各種文化財計画書の作成	21
（3）修理・修復等のための財源	22
（4）災害への対応	22
3 活用・継承分野の課題	22
（1）文化財に関する情報発信	22
（2）様々な施策分野における文化財の活用	22
（3）文化財の担い手と支え手	23
4 分野共通の課題	23

(1) 専門的知見の活用.....	23
(2) 市町村等との連携.....	23
(3) 県内の文化財保存・活用推進体制.....	23
5 本県の文化財行政が目指す将来像と基本方針.....	26
(1) 目指す将来像.....	26
(2) 文化財の保存・活用の基本方針.....	27
第3章 県が主体となつて行う取組及び市町村への支援の方針.....	28
1 調査・研究分野.....	28
(1) 文化財情報の正確な把握と保存.....	28
(2) 大学等研究機関との連携と最新技術の導入.....	28
(3) 社会情勢や県政上の課題等に関する調査の実施.....	28
2 保存・管理分野.....	28
(1) 文化財の保存・管理状況の把握と指定等の促進.....	28
(2) 市町村等による各種文化財計画書作成の促進.....	28
(3) 県補助金の予算確保と民間資金等の導入.....	29
(4) 災害発生に備えた体制づくり.....	29
3 活用・継承分野.....	29
(1) 文化財に関する情報発信の充実・強化.....	29
(2) 様々な施策分野における文化財の活用促進.....	29
(3) 文化財の担い手の育成と支え手との関係づくり.....	30
4 分野共通.....	31
(1) 専門家による指導・助言の実践.....	31
(2) 市町村等との情報共有と連携.....	31
(3) 県内の文化財保存・活用推進体制の充実.....	31
第4章 防災・災害発生時等への対応.....	32
1 平常時の備え.....	32
2 被災時の対応（一般災害）.....	33
3 東海地震等の大規模地震発生時の対応.....	33
4 防犯対策.....	34
第5章 文化財の保存・活用の推進体制.....	35
1 本県の文化財行政.....	35
(1) 県民文化部文化振興課.....	35
(2) 文化財保護審議会（附属機関）.....	36
2 本県の関係部局.....	36
3 他の機関との連携.....	37
(1) 文化財保護指導委員.....	37
(2) 一般財団法人長野県文化振興事業団.....	37
(3) その他団体.....	37
参考資料.....	38

序章

1 大綱策定の背景

長野県を指す「信州」という呼称は、県民のみならず、広く親しまれてきた。周囲が高い山々に囲まれた本県では、各盆地や谷筋において隣接地域と関わりつつ、長い歴史に育まれた文化や風土が形成された。その結果、本県の特徴とも呼べる多様な文化的所産が、広い県域に、貴重な文化財として今に伝えられている。

本県の貴重な文化財は、これまで郷土の先人により守られてきたが、過疎化や人口減少、少子高齢化という大きな社会情勢の変化と、気候変動等による大規模災害の発生により、文化財の次世代への継承が危ぶまれる事態となっている。

このような状況の中、平成31年(2019年)4月1日に施行された改正文化財保護法により、都道府県は「文化財保存活用大綱」(以下「大綱」という。)を定めることができるとされた。

そのため本県では、中・長期的な観点から文化財のより適切な保存と活用を計画的・継続的に実施し、地域社会総がかりで文化財の次世代への継承を促進するため、「長野県文化財保存活用大綱」(以下「本大綱」という。)を策定し、文化財の保存・活用の基本的な方針を示すこととした。

2 大綱の位置付け

文化財の保存・活用のために必要な措置を講ずることは、文化財保護法第1条、第3条及び第4条に定められている。本県では、文化財保護条例の第1条で法と同様の趣旨をうたう。

本大綱は、文化財保護法第183条の2第1項に規定される「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」であり、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、また各種取組を進めていく上で共通の基盤となるものである。

本大綱で示す本県の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性は、本県の総合5か年計画である「しあわせ信州創造プラン3.0」(令和5年(2023年)3月策定)の文化財分野の個別指針であり、「第4次長野県教育振興基本計画」(令和5年(2023年)3月策定)、「第2次長野県文化芸術振興計画」(令和5年(2023年)3月策定)と整合を図る。また、「長野県観光振興アクションプラン」や「長野県地域防災計画」等の各計画の内容も勘案し、整合を図る。

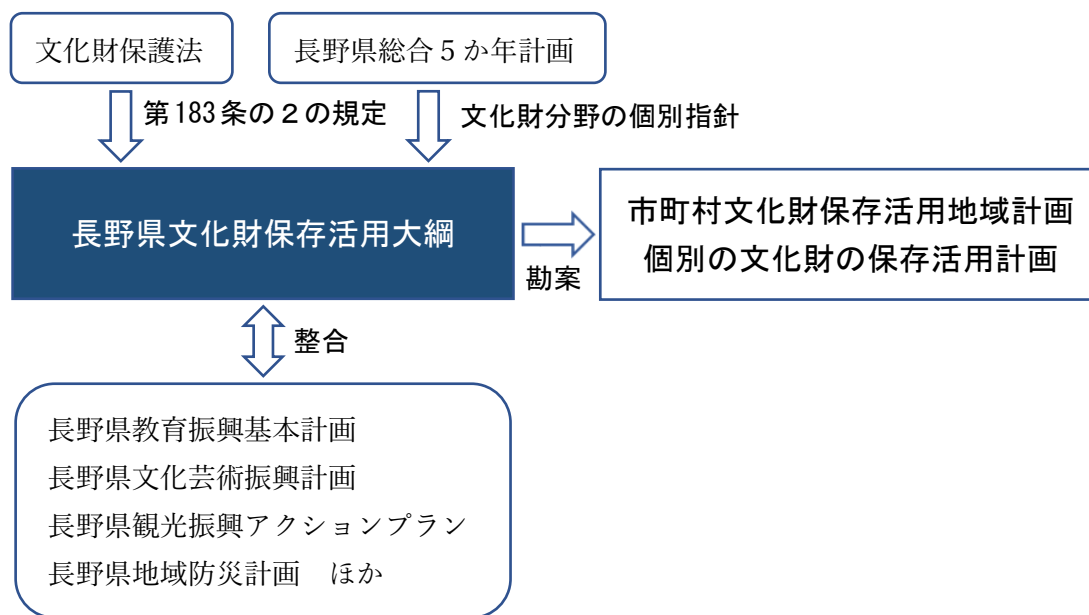
また、市町村の区域における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランである「文化財保存活用地域計画」と、文化財の所有者・管理団体等が作成する個別の文化財の「保存活用計画」については、国の指針で、大綱を勘案しつつ作成するものとされている。本大綱策定により、本県が目指す将来像を市町村と共有することが可能となると考える。

なお、本大綱は、社会情勢の変化や上位計画、推進体制等の状況を踏まえ、随時改訂を行うものとする。

序-2-1 関連する本県の計画とその主な内容

関連する 本県の計画	項目	主な内容
長野県総合5か 年計画「しあわせ 信州創造プラン 3.0」	文化、スポーツの振 興などゆとりある暮 らしを創造する	<ul style="list-style-type: none"> ・「信州ナレッジスクエア*」を活用し、県立図書館、県立歴史館、美術館等の資料・収蔵品のデジタル化、オープン化を進めることにより、県民が地域の歴史や文化芸術にアクセスしやすい環境を充実 ・県立歴史館の機能充実により、県民の歴史に関する学習や交流の促進を図るとともに、新たな長野県史編さんに着手し、長野県の歩みを記録して未来に継承する営みを推進 ・文化財保存の取組に加え、他の行政分野との連携により、文化財を観光資源やコミュニティの核として積極的に活用する取組を推進するとともに、貴重な文化遺産の世界遺産登録等を目指す取組を支援
	住む人も訪れる人も 快適な空間をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県の特徴ある観光資源（温泉・アウトドア・自然公園・食文化・伝統文化など）やその歴史や風土などのストーリーの活用・創出を支援するなど、長期滞在客やリピーターを呼び込む取組を推進
第4次長野県教 育振興基本計画	文化芸術、スポーツ に親しむことができ る機会を充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県立歴史館の機能充実により、県民の歴史に関する学習や交流の促進を図るとともに、新たな長野県史編さんに着手し、長野県の歩みを記録して未来に継承する営みを推進 ・「信州ナレッジスクエア*」を活用し、県立図書館、県立歴史館、美術館等の資料・収蔵品のデジタル化、オープン化を進めることにより、県民が地域の歴史や文化芸術にアクセスしやすい環境を充実
第2次長野県文 化芸術振興計画	文化芸術活動や伝統 文化が地域で支えら れ、その価値が引き 継がれている	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の学びの場としての県立文化会館、県立美術館、県立歴史館、県立図書館等の連携の推進 ・伝統芸能等の担い手確保の取組支援 ・新たな県史編さんの検討による、長野県の歩みの記録や未来に継承する営みの推進 ・文化財のユネスコ世界遺産、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す市町村や保存団体等の取組を支援 ・「信州ナレッジスクエア*」の活用による歴史文化にアクセスしやすい環境づくり ・県立歴史館による企画展やアウトリーチ活動の充実 ・伝統文化や景観等を生かした地域のブランドづくりの取組支援

* [信州ナレッジスクエア] 県立長野図書館が運用している無料で利用できる地域情報資源のポータルサイト。



序-2-2 長野県文化財保存活用大綱の位置づけ

3 文化財を取り巻く考慮すべき環境

今後の文化財保護行政の方向性を検討するに当たっては、文化財を取り巻く次のような社会環境や社会情勢の変化を踏まえる必要がある。

〈文化財を取り巻く考慮すべき環境〉

- 人口減少及び少子高齢化の進行
長野県の令和5年（2023年）の人口は200.7万人で、65歳以上の人口割合は32.9%
- 人々のライフスタイルや価値観の変化
生活の質やゆとりある暮らしを重視する傾向と、価値観の多様化
- 自然災害や感染症の脅威
大規模な豪雨災害や土砂災害の頻発化、人やモノの移動制限等による経済活動の制限
- 持続可能な開発目標（SDGs*）の推進
県民・企業・行政などあらゆる主体とのパートナーシップによる取組の必要性
- デジタル化の進展
5G*、IoT*、AI*等のデジタル技術による「Society5.0*」の実現

* [SDGs] Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

* [5G] 第5世代移動通信システムの略。

* [IoT] Internet of Things の略。モノのインターネット。あらゆる物がインターネットを通じてつながることにより実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする技術の総称。

* [AI] Artificial Intelligence の略。人工知能。人間の言語を理解したり、論理的な推論や経験による学習を行ったりするコンピュータプログラムなど。

* [Society5.0] サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として、第5期科学技術基本計画において提唱。

第1章 文化財の保存・活用の現状

1 文化財の法制度

(1) 文化財の体系

本大綱が対象とする「文化財」は、文化財保護法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型である。

また、文化財保護法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や、文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とする。

なお、「文化財」には、国や地方公共団体に指定等されたものだけではなく、行政による保護措置が何ら図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる。

さらに、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、県内各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に扱う。

【有形文化財】

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなして価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。

【無形文化財】

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。

【民俗文化財】

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。

【記念物】

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。

【文化的景観】

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。

【伝統的建造物群】

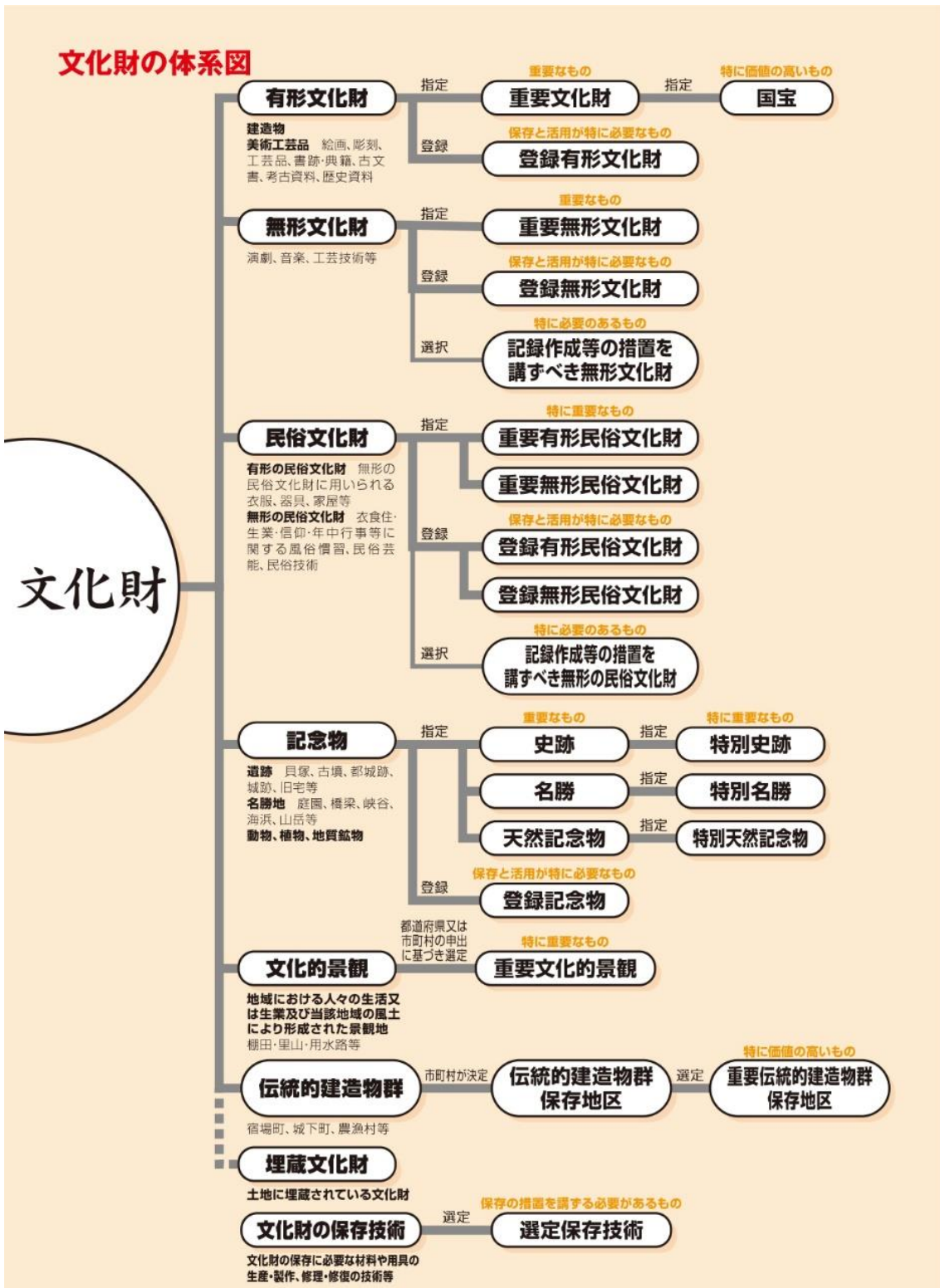
周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で、価値の高いもの。

【埋蔵文化財】

土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）。貝塚、古墳、住居跡、窯跡、経塚などの遺構（不動産）と、土器、石器、金属器、木器、瓦などの遺物（動産）がある。これらを包蔵する土地を「埋蔵文化財包蔵地」と呼ぶ。

【文化財の保存技術】

文化財を保存していく上で必要な伝統的な技術や技能のうち、保存すべきもの。



1-1-(1) 文化財の体系図 (文化庁作図)

(2) 文化財の保護制度

文化財の保護制度には、指定制度、選定制度、登録制度、選択制度があり、このほか埋蔵文化財についての取扱いが定められている。

【指定制度】

歴史上、芸術上又は学術上、価値の高いものを厳選して指定し、恒久的な保護措置を講ずる制度である。国は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に、民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財と重要無形民俗文化財に、記念物のうち重要なものを史跡、名勝、天然記念物に指定している。さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から価値が高く、類ない国民の宝たるものを国宝に、史跡、名勝、天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定している。

また、本県では文化財保護条例に基づき、区域内に存在する国指定以外の文化財で重要なものを長野県宝、長野県無形文化財、長野県有形民俗文化財、長野県無形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物に指定し、保存と活用を図っている。

1-1-(2) 国と長野県の文化財保護制度

文化財の保護制度	国	長野県
根拠法令	文化財保護法	文化財保護条例
指定	重要文化財－国宝 重要無形文化財 重要有形民俗文化財 重要無形民俗文化財 史跡－特別史跡 名勝－特別名勝 天然記念物－特別天然記念物	長野県宝* 長野県無形文化財 長野県有形民俗文化財 長野県無形民俗文化財 長野県史跡 長野県名勝 長野県天然記念物
選定	重要文化的景観 重要伝統的建造物群保存地区 選定保存技術	長野県選定保存技術
登録	登録有形文化財 登録無形文化財 登録有形民俗文化財 登録無形民俗文化財 登録記念物	
選択	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

*有形文化財のうち、文化財保護条例により重要なものとして指定されたものを、本県では「長野県宝」と呼ぶ。

【選定制度】

文化的景観及び伝統的建造物群に関して、市町村（文化的景観については都道府県又は市町村）の申し出に基づき、特に重要なもの、特に価値の高いものを、それぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区に選定する制度である。また、文化財の保存のために欠くことができない伝統的な技術又は技能で、保存の措置を講ずる必要があるものを、選定保存技術として選定している。

【登録制度】

指定制度を補完するものとして、より緩やかな規制の下で、文化財の所有者・管理団体等の自主的な保護を推進する制度である。重要文化財以外の有形文化財、重要無形文化財以外の無形文化財、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物以外の記念物のうち、地方自治体が指定したものを除いて文化財としての価値に鑑み、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録している。

【選択制度】

重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財、重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要のあるものを選択して、その記録を作成・保存し、公開することができる制度である。

【埋蔵文化財の取扱い】

周知の埋蔵文化財包蔵地については、その所在箇所や範囲の周知を徹底する。また、その範囲内において公共工事・民間工事が行われる場合には、事前に調整の上、事業者等に対して発掘調査の実施その他の必要な事項を指示する。特に重要であると判断されたものについては、史跡に指定されるなどの保護措置が執られることになる。

(3) その他の関連制度

上記の文化財の保護制度のほか、ユネスコ憲章に基づく世界遺産、無形文化遺産や、文化庁の日本遺産認定などにより、文化財の保存・活用が図られている。

【ユネスコ世界遺産】

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく制度で、顕著な普遍的価値を有する文化遺産・自然遺産を世界遺産リストに記載して保護を図る。日本の文化遺産においては、構成資産は文化財保護法等による保護措置が講じられている。

【ユネスコ無形文化遺産】

「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく制度で、口承による伝統及び表現、芸能、社会的習慣、儀式及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び習慣、伝統工芸技術といった無形文化遺産について、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」へ記載し、保護を図る。

【ユネスコ世界の記憶】

人類史において特に重要な記録物を国際的に登録する制度で、世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とする。

【日本遺産】

国では、地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組を支援する。

【歴史的風致維持向上計画】

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(愛称:歴史まちづくり法)」では、市町村が作成する「歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的風致を後世に継承するまちづくりを国が支援する。

(4) 本県の文化財保護行政の沿革

本県における文化財保護の行政的な取組において、主な法・条例・改組を抜粋する。

1-1-(4) 本県の文化財保護行政の沿革

元号・西暦	内 容
昭和 23 年(1948 年)	県教育委員会を設置し、翌年事務局を置く。
昭和 25 年(1950 年)	5 月 1 日に国が文化財保護法(以下「法」という。)を公布する。
昭和 26 年(1951 年)	県教育委員会事務局を改組し、社会教育課を設け、同課が文化財保護行政を所管する。
昭和 35 年(1960 年)	文化財保護条例(以下「条例」という。)を定める。
昭和 36 年(1961 年)	文化財保護条例施行規則(以下「規則」という。)を定める。
昭和 43 年(1968 年)	法の一部改正が行われ、文化庁が発足する。県総務部文書学事課が所管する「長野県政史刊行会」と、県教育委員会社会教育課が所管する「長野県史刊行会」の2つが発足する。
昭和 46 年(1971 年)	県教育委員会事務局に、社会教育課から移管された文化財係と、文化係の2係体制からなる文化課を設置する。
昭和 50 年(1975 年)	法の一部改正を受け、条例の改正を行う。
昭和 51 年(1976 年)	規則の改正を行い、長野県文化財保護指導委員設置要綱を定める。
昭和 57 年(1982 年)	財団法人長野県埋蔵文化財センターを設立する。
昭和 60 年(1985 年)	文化課を文化財係1係体制から文化財保護係と埋蔵文化財係の2係体制に改め、埋蔵文化財保護行政を充実させる。
平成 6 年(1994 年)	長野県立歴史館が開館する。
平成 8 年(1996 年)	文化課を文化財保護課に改称する。
平成 10 年(1998 年)	財団法人長野県埋蔵文化財センターが財団法人長野県文化振興事業団と統合する。
平成 11 年(1999 年)	文化財保護課と生涯学習課が統合して文化財・生涯学習課となる。

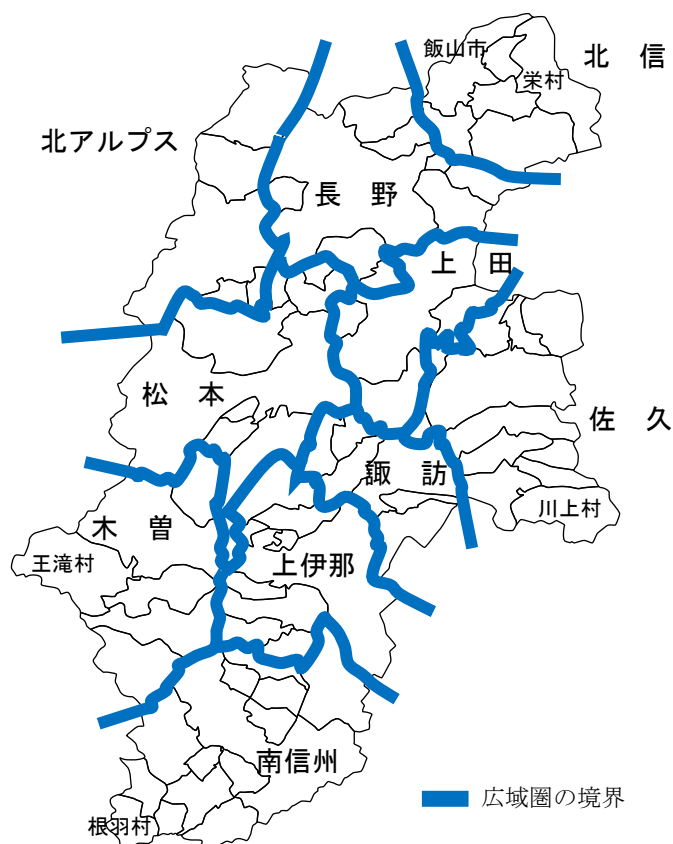
平成 12 年(2000 年)	国の地方分権一括法を受け、法の一部改正により埋蔵文化財事務の多くが自治事務となる。
平成 20 年(2008 年)	文化財保護係と埋蔵文化財係が統合して文化財係となる。
平成 30 年(2018 年)	法が一部改正され、都道府県の「文化財保存活用大綱」と市町村の「文化財保存活用地域計画」が法定化される。
令和 2 年(2020 年)	文化観光推進法（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律）が制定される。
令和 3 年(2021 年)	法が一部改正され、無形文化財及び無形の民俗文化財に国の登録制度を導入し、地方登録制度が新設される。
令和 4 年(2022 年)	博物館法が一部改正され、博物館資料のデジタル・アーカイブ化、他の博物館との連携、地域の活力の向上に取り組むことが努力義務として追加され、博物館登録制度の要件を見直す。
令和 6 年(2024 年)	文化財行政を知事部局に移管し、県民文化部の文化振興課が所管する。
令和 7 年(2025 年)	「長野県文化財保存活用大綱」を策定する。

2 本県の概要

(1) 位置・面積

長野県は、南北が根羽村（北緯 35 度 11 分 55 秒）から飯山市及び栄村（北緯 37 度 01 分 49 秒）、東西が川上村（東経 138 度 44 分 22 秒）から王滝村（東経 137 度 19 分 29 秒）の範囲で、本州のほぼ中央に位置し、旧石器時代から現在に至るまで東西文化並びに日本海側と太平洋側の文化をつないできた。県域は東西幅約 120km、南北幅約 212km と長大で、面積は 13,561.56 km²と全国第 4 位の規模である。

この広大な面積を有する長野県は、標高 3,000m 前後の高山が連なる。県域には諸々の山岳が重なり合い、それは北アルプス（飛騨山脈）、中央アルプス（木曾山脈）、南アルプス（赤石山脈）の名



1-2-(1) 本県の広域圏
(長野県総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」より)

で知られ、「日本の屋根」とも呼ばれる。

これらの山脈を囲むように、東に群馬県と埼玉県、南に山梨県・静岡県・愛知県、西に岐阜県と富山県、北に新潟県があり、長野県は8県と接している。令和6年（2024年）4月現在、長野県は77の市町村で構成される。

（2）地形

周囲を高山に囲まれた長野県に源を発する河川は8水系で、信濃川水系（犀川・千曲川）、姫川水系、関川水系の3水系は日本海に注ぎ、天竜川水系、木曽川水系、矢作川水系、富士川水系（釜無川）、利根川水系（馬坂川）の5水系は太平洋に注いでいる。

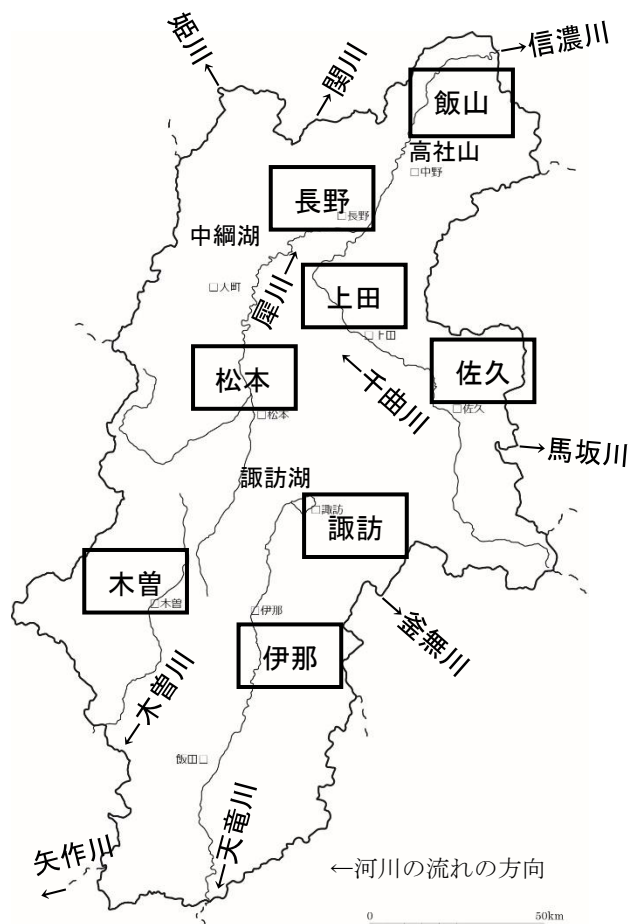
県内は、これら水系にあって、およそ8地方に分かれている。千曲川流域は佐久盆地、上田盆地、長野盆地、飯山盆地、犀川流域は松本盆地、木曽川流域は木曽谷、天竜川流域は伊那谷（盆地）と諏訪湖を中心とする諏訪盆地があり、7つの盆地と木曽谷を形成している。長野県の中央部にはフォッサマグナ（大地溝帯）が通り、小谷村～大町市～松本市～諏訪市～富士見町をほぼ一直線に結ぶ線が県域を斜めに走って東北日本と西南日本を分けている。長野県の地形は、山地、山麓が81.8%と大部分を占め、丘陵台地が9.4%で、平地はわずか8.8%にすぎない。

人々の生活舞台となる長野盆地や松本盆地などの山裾には扇状地が発達している。天竜川流域では河川と断層により数段の段丘が形成され、千曲川流域の佐久盆地とともに、浸食の進んだ田切地形がみられる。また長野盆地や飯山盆地の河川勾配のゆるい千曲川両岸には、幅300mにも及ぶ自然堤防が形成され、その背後には厚さ約80mにも及ぶ沖積層が堆積している。

（3）気候等

長野県の広い面積と標高差が大きい複雑な地形から、気候や植生に大きな違いがみられ、3つの気候植生型に分かれる。

中野市の高社山と大町市の中綱湖を結ぶ線から北は日本海型（北陸気候区）であるため雪が多く、栄村などは日本有数



1-2-(2) 本県の代表的な河川と盆地・谷

の豪雪地帯である。この地区の植生の代表はブナで、ユキツバキなどもみられる。

飯田市と南木曾町を結ぶ線から南は太平洋型（東海型気候区）で、梅雨時には降水量が多く、温暖なため、シイやカシなどの常緑の照葉樹林帯に属し、モウソウチク、ユズ、茶が栽培されている。

その中間の範囲は、典型的な内陸型（中部高地気候区）で、気候の年較差が大きく、降水量が少ないため、上田市の塩田地域などには数多くの溜池がみられる。この地域の生活に関わる里山の植生は、クリ、クヌギなどの落葉広葉樹林が大部分を占めている。

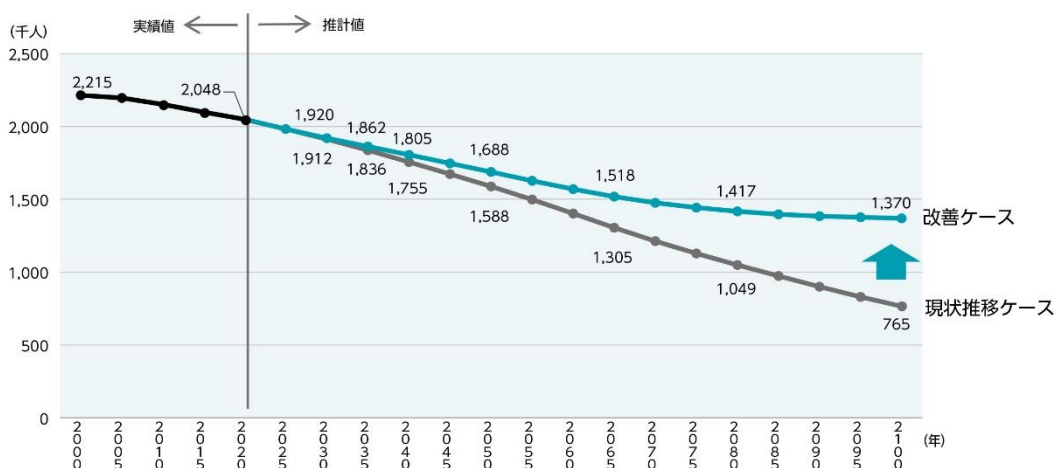
降水量についても地域差が大きく、長野県の西部から南部にかけては年降水量が1,500mmに達する。一方、東部から北部にかけては1,000mm前後である。

（４）今後の人口

令和5年（2023年）4月1日現在の本県の人口は2,007,647人（男：981,739人、女：1,025,908人）である。10年前の平成25年（2013年）4月1日の人口は2,121,223人（男：1,030,357人、女：1,090,866人）であり、10年間で113,576人（5.4%）の減少である。

人口の減少傾向は、山間部の町村部（平成の大合併前の町村を含む）に顕著で、山間部の社会構造の変化は著しい。

今後の本県の人口は、現状維持ケースの場合、令和22年（2040年）にはおよそ175万人、令和37年（2055年）にはおよそ150万人程度にまで減少し、今後、文化財の保護に大きく影響する因子である。



推計に当たっての仮定

現状推移ケース：合計特殊出生率や社会増減について現状の傾向が続くと仮定（社人研準拠）

改善ケース：合計特殊出生率について2027年に1.61（県民希望出生率）、2040年に2.07（人口置換水準）に上昇し、2025年に社会増減が均衡すると仮定

出典：2020年までは国勢調査（総務省）、2025年以降は長野県企画振興部推計

1-2-(4) 長野県人口の将来展望 （長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」より）

3 本県の文化財と特徴

(1) 有形文化財

【建造物】

県内では、寺院と神社建築、塔と廟、城郭、書院等の住宅、民家、洋風建築、近代化遺産、近代和風建築が指定を受けている。国宝6件、国指定83件を有する。寺院と神社に国宝が存在し、また中世にさかのぼる建物が存在することが特徴である。

寺院建築には国宝「善光寺本堂」（長野市）、国宝「安楽寺八角三重塔」（上田市）、国宝「大法寺三重塔」（青木村）、「中禅寺薬師堂」（上田市）などがあり、神社建築には国宝「仁科神明宮」（大町市）、「諏訪大社上社本宮」（諏訪市）と「諏訪大社下社」（下諏訪町）などがある。

城郭建築では国宝「松本城天守」（松本市）、洋風建築では国宝「旧開智学校校舎」（松本市）、近代和風建築では「旧松本区裁判所庁舎」（松本市）などがある。民家建築では「堀内家住宅」（塩尻市）、「嶋崎家住宅」（塩尻市）などがある。

洋風建築には本県の近代化の特色を表す「旧三笠ホテル」（軽井沢町）、「片倉館」（諏訪市）、「旧常田館製糸場施設」（上田市）がある。近代化遺産として「読書発電所施設」（南木曽町）、「牛伏川本流水路（牛伏川階段工）」（松本市）、「坂戸橋」（中川村）などがある。登録有形文化財は627件（令和6年（2024年）3月31日現在）あり、住宅・治山治水・交通・官公庁舎・学校等の建造物が多い。

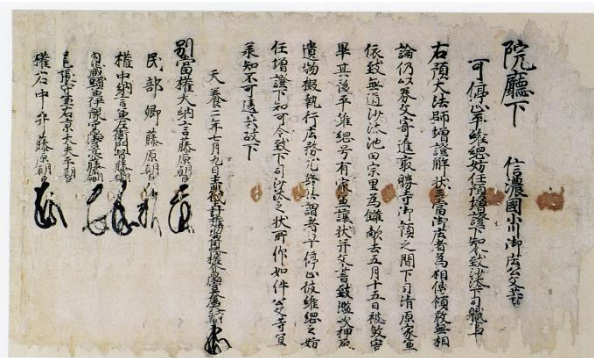
【美術工芸品】

県内では、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料が指定を受けている。国宝4件、国指定96件を有する。

工芸品では、若穂保科の清水寺の「鉄鍬形」（長野市）は平安時代、同寺の絵画「絹本著色両界曼荼羅図」（長野市）は鎌倉時代の作品である。金台寺の絵画「紙本著色一遍上人絵伝」（佐久市）は中世の踊念仏の様子を描く。善光寺には鎌倉時代にさかのぼる「絹本著色阿弥陀聖衆来迎図」（長野市）と、



1-3-(1)-1 旧開智学校校舎（松本市）



1-3-(1)-2 鳥羽院庁下文
（長野県立歴史館所蔵）

前立本尊と称される「金銅阿弥陀如来及両脇侍立像」(長野市)がある。また、飛鳥時代に日本列島に渡来した仏像「銅造菩薩半跏像」(松川村)、県内の木造彫刻では最古級の松代の清水寺「木造千手観音立像」(長野市)がある。

古文書では、平安時代の「鳥羽院序下文」(千曲市)、戦国時代の「生島足島神社文書(内 永禄九、十年起請文八十三通)」(上田市)がある。

考古資料では、棚畑遺跡出土の「土偶」(茅野市)、中ッ原遺跡出土の「土偶」(茅野市)、「長野県藤内遺跡出土品」(富士見町)が本県の縄文時代の文化を象徴する。

(2) 無形文化財

県内には国の指定を受けた無形文化財はこれまでないが、工芸史上特に重要なものとして「日本刀制作技術」(東御市)を長野県無形文化財に指定している。

(3) 民俗文化財

【有形の民俗文化財】

県内では、民俗芸能の芝居小屋である舞台、信仰・年中行事、生業等の用具が指定を受けている。7件の国指定を有し、人形舞台である「下黒田の舞台」(飯田市)、漆器製作の木地・塗・加飾に関する用具「木曾塗の製作用具及び製品」(塩尻市)、江戸時代末期の窯製品である「染屋焼コレクション」(上田市)など、県内各地域の伝統芸能や産業の特徴を示す民俗文化財がある。

【無形の民俗文化財】

県内では特に南信州地域の民俗芸能が多く指定を受け、10件の国指定を有する。

節気と農作業、年中行事が深く結びつき、特色ある祭り・行事が現在に伝わり、霜月神楽(湯立神楽)として有名な「遠山の霜月祭」(飯田市)と「天竜村の霜月神楽」(天龍村)、オコナイもしくは田楽に分類される「雪祭」(阿南町)、古式の踊りと祖霊の迎え・送りの次第を有する「新野の盆踊」(阿南町)、「和合の念仏踊」(阿南町)などがある。また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(以下、「国選択」という。)には「下伊那大河内のシカオイ行事」(天龍村)など30件がある。



1-3-(3) 新野の盆踊(阿南町)

また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(以下、「国選択」という。)には「下伊那大河内のシカオイ行事」(天龍村)など30件がある。

地芝居(地歌舞伎)には、平成29年(2017年)に全国初の国指定を受けた「大鹿歌

舞伎」(大鹿村)があり、「伊那の人形芝居」(飯田市・阿南町)が国選択を受けている。

(4) 記念物

【遺跡(史跡)】

県内では集落跡、古墳等、城跡等、社寺の跡等、学校等、交通・通信施設等の遺跡と墳墓及び碑が特別史跡又は国の指定を受け、特別史跡1件、国指定37件を有する。



1-3-(4)-1 「特別史跡 尖石石器時代遺跡」を構成する与助尾根遺跡(茅野市提供)

八ヶ岳山麓に広がる縄文時代中期の集落の象徴である特別史跡「尖石石器時代遺跡」(茅野市)と「井戸尻遺跡」(富士見町)がある。また、「星糞峠黒曜石原産地遺跡」(長和町)と「星ヶ塔黒曜石原産地遺跡」(下諏訪町)では、縄文時代の石材である黒曜石の採掘坑跡が発見されている。

古墳時代の国史跡は墳墓が主で、3世紀後半の「弘法山古墳」(松本市)、4世紀前半築造の森將軍塚古墳を含む「埴科古墳群」(長野市・千曲市)がある。5世紀から7世紀の「飯田古墳群」(飯田市)では、馬具の副葬や、畿内系の横穴式石室の採用がみられる。また、5世紀以降に積石塚古墳500基余りが築造された「大室古墳群」(長野市)がある。墳墓以外では、祭祀遺跡の「神坂峠遺跡」(阿智村)や、古墳時代後半を含む竪穴建物跡が120軒以上発見された集落跡「平出遺跡」(塩尻市)がある。

古代では、地域支配の実態を示す「恒川官衙遺跡」(飯田市)と、古代仏教の信濃定着を示す「信濃国分寺跡」(上田市)があり、畿内勢力と地方勢力の関係を物語る。

中世から近世では、居館跡と山城跡からなる「小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡」(松本市)と、近世城郭の「松本城」(松本市)があり、山城から平城への城郭変遷の特徴を示す。また、「高遠城跡」(伊那市)、「松代城跡附新御殿跡」(長野市)、「上田城跡」(上田市)のほか、幕末の五稜郭の型式をもつ「龍岡城跡」(佐久市)があり、城郭構造の多様性が現れている。江戸時代の五街道の1つ「中山道」は、南木曾町と長和町に良好な街道跡が残り、その道筋の関所である「福島関跡」(木曾町)がある。

【名勝地(名勝)】、【動物、植物、地質鉱物(天然記念物)】

山岳地帯が多い本県では、峡谷や山岳関係の指定が多く、特別名勝及び特別天然記念物1件、特別天然記念物2件(地域の定めのない動物は除く。)、国指定の名勝5件と天然記念物21件(地域の定めのない動物は除く。)を有する。

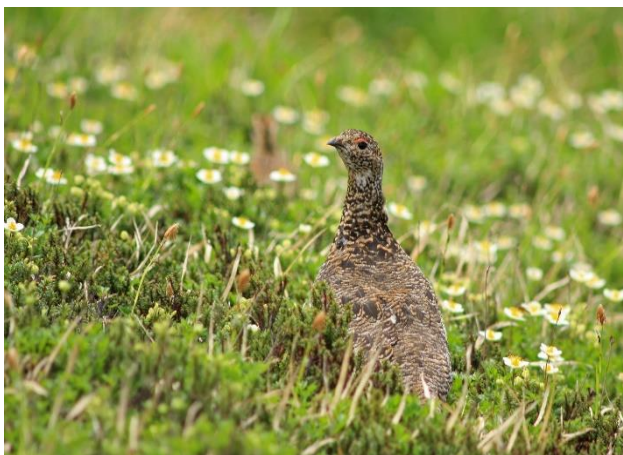
日本列島の代表的な山岳景勝地である「上高地」(松本市)は特別名勝及び特別天然記念物であり、峡谷や瀑布といった景勝地である名勝「天龍峡」(飯田市)、「寝覚の床」

(上松町)、「米子瀑布群」(須坂市)がある。また、庭園に加え、境内林等が指定された「光前寺庭園」(駒ヶ根市)がある。

なお、長野市には登録記念物に8件の庭園があり、城下町として発展した松代城周囲の造園文化を今に伝える。

県内の名勝には、自然の営みによって生成された風致景観と人為的に造成された庭園の、双方が豊富にあるのが特徴である。

天然記念物では、高山帯等に生息する「カモシカ」と「ライチョウ」が特別天然記念物に指定されている。また、植物では、白馬岳を中心とした「白馬連山高山植物帯」(白馬村)、「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」(松本市)も特別天然記念物として指定を受ける。このほか、「霧ヶ峰湿原植物群落」(諏訪市・下諏訪町)、「西内のシダレグリ自生地」(上田市)、「小野のシダレグリ自生地」(辰野町)がある。地質鉱物では、「渋の地獄谷噴泉」(山ノ内町)、「高瀬溪谷の噴湯丘と球状石灰石」(大町市)、「中房温泉の膠状珪酸および珪華」(安曇野市)、「大鹿村の中央構造線(北川露頭・安康露頭)」(大鹿村)がある。動物に関しては、「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」(中野市)、「三岳のブッポウソウ繁殖地」(木曾町)がある。



1-3-(4)-2 個体群復活事業が続くライチョウ

(5) 文化的景観

県内では、「姨捨の棚田」(千曲市)、「小菅の里及び小菅山の文化的景観」(飯山市)の2件が国の選定を受け、重要文化的景観となる。

「姨捨の棚田」は近世から近現代に至るまで継続的に営まれてきた農業の土地利用のあり方を示す独特の文化的景観で、選定範囲には名勝「姨捨(田毎の月)」の範囲を含む。

「小菅の里及び小菅山の文化的景観」は小菅山及びその参道沿いに展開した計画的な地割を持つ集落景観で、水利が特徴的な文化的景観である。



1-3-(5) 姨捨の棚田(千曲市提供)

(6) 伝統的建造物群

県内では「南木曾町妻籠宿」が全国初の国選定を受け重要伝統的建造物群保存地区(以下「重要伝建地区」という。)となった。続いて「塩尻市奈良井」、「東御市海野宿」、「白馬村青鬼」、「塩尻市木曾平沢」、「千曲市稲荷山」、「長野市戸隠」、「須坂市須坂」が選定され、県内には8地区の重要伝建地区がある。

県内8地区の重要伝建地区は、宿場町、養蚕町、山村集落、漆工町、商家町、宿坊群・門前町と多様で、県内各地域に形成された歴史的風致の特徴を示す。



1-3-(6) 南木曾町妻籠宿

(7) 埋蔵文化財

埋蔵文化財は土地に埋蔵されている文化財で、県内には現在約14,900箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。

県内の遺跡分布には地域的な特徴がある。野尻湖付近には後期旧石器時代の遺跡が数多く見られる。また近年、香坂山遺跡(佐久市)では日本列島最古級の石器群が発見され、注目されている。

八ヶ岳西南麓には縄文時代の集落跡が多く、和田峠から八ヶ岳周囲には黒曜石原産地とともに、黒曜石製石器の製作遺跡が数多くみられる。千曲川流域の微高地や、松本盆地では、弥生時代以降、奈良・平安時代にかけての集落跡が多数発見されている。伊那谷では下位の段丘から上位の段丘にかけて縄文時代から奈良・平安時代の集落跡が数多く確認できる。

(8) 文化財の保存技術

県内では南木曾町在住技術者の「屋根板製作」と、飯島町在住技術者の「在来絹製作」が国の選定を受けている。



1-3-(8) 在来絹製作(飯島町)

(9) 各地域の国指定・国選定文化財

(1)から(8)の各項で取り上げた国指定・国選定の文化財を各地域(広域圏)単位に整理する

と、北信・長野地域は寺院・神社とその門前町、美術工芸品、名勝及び文化的景観、上田・佐久地域は鎌倉・室町時代の寺院建築、近代洋風建築、近世城郭、北アルプス・松本地域は名勝及び天然記念物と近世城郭、木曽地域は史跡及び街道と町並み、諏訪地域は神社建築と縄文時代の文化、上伊那・南信州地域は史跡と地質鉱物、民俗芸能に特徴がある。

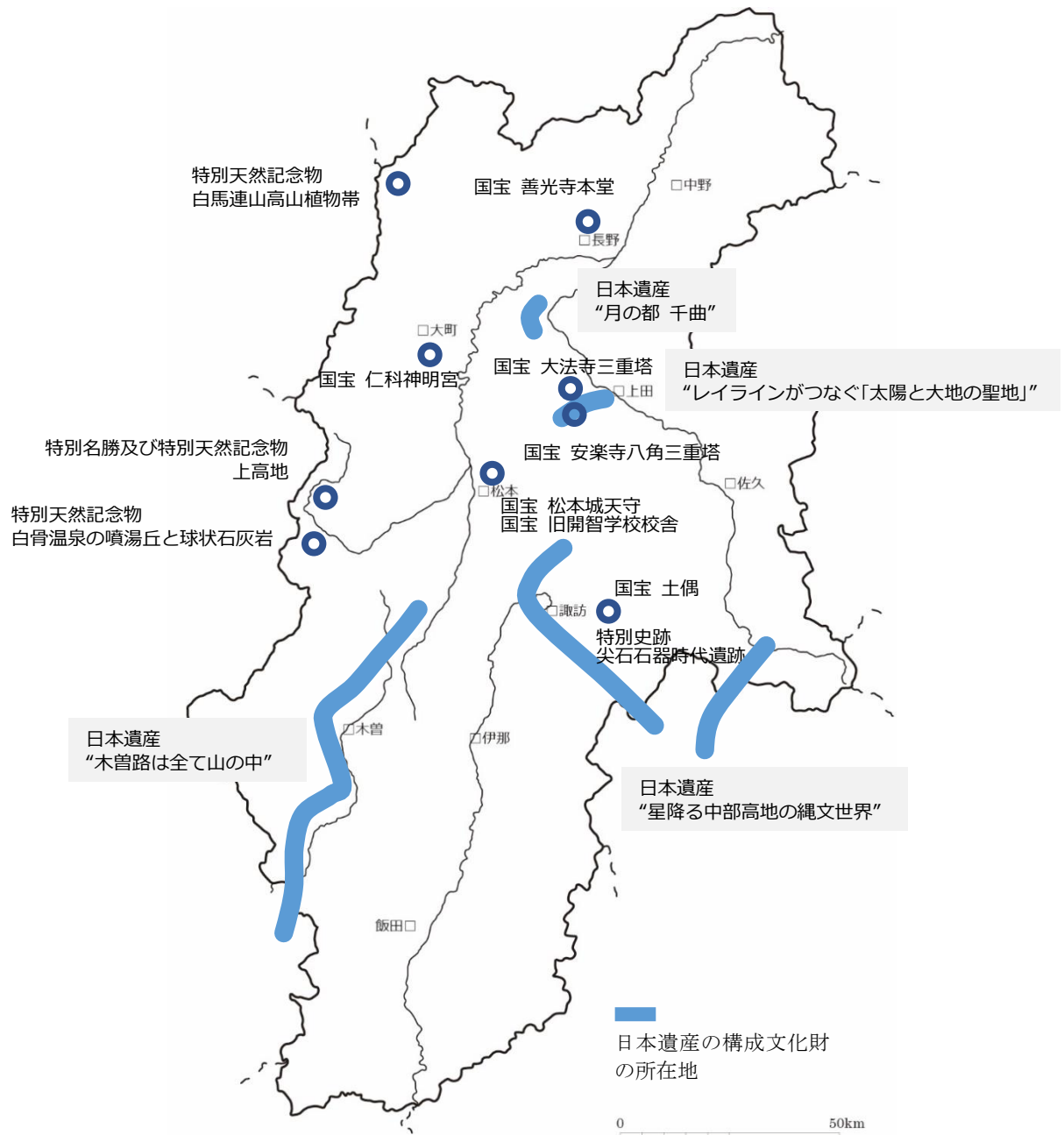
また、長野県指定等文化財（39 頁参考資料）には、意匠性に富む「信州の特色ある縄文土器」（県宝）、数少ない上伊那の前方後円墳である「松島王墓古墳」（県史跡）、地質の特徴の1つを示す「奥裾花峡谷」（県名勝）、希少種で構成される高山蝶10種（県天然記念物）、森林資源に恵まれた近世木曽谷の林業資料である「南木曽町の林業資料」（県有形民俗文化財）、特徴ある食文化13種で構成される「味の文化財」（県選択）などがあり、国指定・国選定等の文化財とともに、本県の文化的所産の多様性を示す。

取り上げた文化財の一部は「日本遺産」の構成文化財となり、我が国の文化・伝統のストーリーを語る上で不可欠な魅力ある存在となっている。

1-3-(9)-1 (1) から (8) の各項で取り上げた各地域の国指定・国選定文化財

地 域	(1) から (8) の各項で取り上げた国指定・国選定文化財
北信	「渋の地獄谷噴泉」（山ノ内町）、「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」（中野市）、「小菅の里及び小菅山の文化的景観」（飯山市）
長野	「善光寺本堂」（長野市）、「鉄鍬形」（長野市）、「絹本著色両界曼荼羅図」（長野市）、「絹本著色阿弥陀聖衆来迎図」（長野市）、「金銅阿弥陀如来及両脇侍立像」（長野市）、「木造千手観音立像」（長野市）、「鳥羽院庁下文」（千曲市）、「埴科古墳群」（長野市・千曲市）、「大室古墳群」（長野市）、「松代城跡附新御殿跡」（長野市）、「米子瀑布群」（須坂市）、「姨捨（田毎の月）」（千曲市）、「姨捨の棚田」（千曲市）、「千曲市稲荷山重要伝建地区」（千曲市）、「長野市戸隠重要伝建地区」（長野市）、「須坂市須坂重要伝建地区」（須坂市）
上田	「安楽寺八角三重塔」（上田市）、「大法寺三重塔」（青木村）、「中禅寺薬師堂」（上田市）、「旧常田館製糸場施設」（上田市）、「生島足島神社文書（内 永禄九、十年起請文八十三通）」（上田市）、「染屋焼コレクション」（上田市）、「星糞峠黒曜石原産地遺跡」（長和町）、「信濃国分寺跡」（上田市）、「上田城跡」（上田市）、「中山道」（長和町）、「西内のシダレグリ自生地」（上田市）、「東御市海野宿重要伝建地区」（東御市）
佐久	「旧三笠ホテル」（軽井沢町）、「紙本著色一遍上人絵伝」（佐久市）、「龍岡城跡」（佐久市）

北アルプス	「仁科神明宮」(大町市)、「銅造菩薩半跏像」(松川村)、「白馬連山高山植物帯」(白馬村)、「高瀬溪谷の噴湯丘と球状石灰石」(大町市)、「白馬村青鬼重要伝建地区」(白馬村)
松本	「松本城天守」(松本市)、「旧開智学校校舎」(松本市)、「旧松本区裁判所庁舎」(松本市)、「堀内家住宅」(塩尻市)、「嶋崎家住宅」(塩尻市)、「牛伏川本流水路(牛伏川階段工)」(松本市)、「木曾塗の製作用具及び製品」(塩尻市)、「弘法山古墳」(松本市)、「平出遺跡」(塩尻市)、「小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡」(松本市)、「松本城」(松本市)、「上高地」(松本市)、「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」(松本市)、「中房温泉の膠状珪酸および珪華」(安曇野市)、「塩尻市奈良井重要伝建地区」(塩尻市)、「塩尻市木曾平沢重要伝建地区」(塩尻市)
木曾	「読書発電所施設」(南木曾町)、「中山道」(南木曾町)、「福島関跡」(木曾町)、「寝覚の床」(上松町)、「三岳のブッポウソウ繁殖地」(木曾町)、「南木曾町妻籠宿重要伝建地区」(南木曾町)、「屋根板製作」(南木曾町)
諏訪	「諏訪大社上社本宮」(諏訪市)、「諏訪大社下社」(下諏訪町)、「片倉館」(諏訪市)、「土偶」(茅野市棚畑遺跡出土)、「土偶」(茅野市中ッ原遺跡出土)、「長野県藤内遺跡出土品」(富士見町)、「尖石石器時代遺跡」(茅野市)、「井戸尻遺跡」(富士見町)、「星ヶ塔黒曜石原産地遺跡」(下諏訪町)、「霧ヶ峰湿原植物群落」(諏訪市・下諏訪町)
上伊那	「坂戸橋」(中川村)、「高遠城跡」(伊那市)、「光前寺庭園」(駒ヶ根市)、「小野のシダレグリ自生地」(辰野町)、「在来絹製作」(飯島町)
南信州	「下黒田の舞台」(飯田市)、「遠山の霜月祭」(飯田市)、「天竜村の霜月神楽」(天龍村)、「雪祭」(阿南町)、「新野の盆踊」(阿南町)、「和合の念仏踊」(阿南町)、「大鹿歌舞伎」(大鹿村)、「飯田古墳群」(飯田市)、「神坂峠遺跡」(阿智村)、「恒川官衙遺跡」(飯田市)、「天龍峡」(飯田市)、「大鹿村の中央構造線(北川露頭・安康露頭)」(大鹿村)



1-3-(9)-2 本県の国宝・特別史跡・特別名勝・特別天然記念物と日本遺産

第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 調査・研究分野の課題

(1) 文化財情報の把握

- ・ 建造物については段階的に把握調査を実施しているが、未だ調査が十分ではない文化財類型がある。特に民俗文化財の調査が未実施のため、それらの調査・研究を行うことで、県内の文化財情報を正確に把握し、その情報の保存を行う必要がある。



2-1-(2) 発掘調査に効果的な地層抜き取り調査法を導入（長野市長沼城跡）

(2) 調査・研究の手法

- ・ 文化財に関する調査・研究の効果や効率を高めるため、大学等研究機関が実施する調査・研究への協力体制をつくり、新たな調査手法を導入することが必要である。

(3) 社会情勢の変化等への対応

- ・ 文化財を次世代に継承するため、変化する社会情勢、文化財の価値基準、県政上の課題、進展する学術研究等を考慮し、調査・研究を行う必要がある。

2 保存・管理分野の課題

(1) 適切な保存・管理

- ・ 日常的な保存・管理対策が十分に講じられていない文化財については、今後の対策を定め、適切に実施していく必要がある。
- ・ 県文化財保護審議会委員の指導・助言を受け、計画的な修理・修復等を行うとともに、必要に応じて指定や追加指定、登録等を進めることが必要である。
- ・ 脆弱な美術工芸品については、県立歴史館の保存処理機能を活用し、適切な修理・修復を実践する必要がある。

(2) 市町村等による各種文化財計画書の作成

- ・ 少子高齢化や人口減少などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、文化財をまちづくりなどに活かしつつ、その継承に取り組む必要がある。
- ・ 文化財については、自治体の所管部署のみならず、所有者・管理団体等、支援団体、地域住民等が協力し、長期的な視野で保存・管理する必要がある。そのため、建造物や史跡等の個別の文化財について定める「保存活用計画」と、市町村において取り組む目標や取組の具体的内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランである「文化財保存活用地域計画」の作成を促進する必要がある。

(3) 修理・修復等のための財源

- ・文化財の保存に必要な修理・修復等を行うにあたり、経費負担が大きい。国・県指定文化財の補助制度が設けられているが、所有者・管理団体等が修理・修復、防災対策等を計画的に実施できるようにするため、県として必要な補助金の予算確保に努めるとともに、様々な資金の活用を促進する必要がある。

(4) 災害への対応

- ・近年発生する台風や地震等の大規模災害により文化財のき損、滅失が生じている状況を踏まえ、文化財の被害を最小限に食い止めるため、平常時、災害発生時、東海地震等の大規模地震発生時の各種対応についての対策と体制づくりが必要である。

3 活用・継承分野の課題

(1) 文化財に関する情報発信

- ・地域の文化財の存在や価値が、住民や地域外の人々に十分に認識されていない状況があるため、その魅力を広く情報発信することにより、保存・活用の推進、担い手の確保につなげる必要がある。

(2) 様々な施策分野における文化財の活用

- ・文化財は地域の歴史や先人の努力が反映されたものであり、その特性や保存に配慮しつつ、地域固有の魅力として、まちづくり、観光、教育、移住、交流など様々な施策分野で活かしていく必要がある。

①まちづくり

- ・歴史的建造物や街道、文化的景観など、長野県の気候と風土が作り上げた文化財がある。住民生活と調和を図りながら、地域の誇りやシンボルとなっている文化財を活かしたまちづくりを推進する必要がある。

②文化観光

- ・文化財を貴重な地域・観光資源として活用するため、文化財についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光客の来訪促進が重要となっている。
- ・長野県の気候と風土がつくる自然と歴史文化に関する文化財について、市町村が設定する関連文化財群を踏まえ、ストーリー性を重視した関連文化財群の設定を行い、文化財がもつ魅力を体感できる文化観光を実践する必要がある。
- ・博物館や史跡のガイダンス施設といった拠点施設の連携や、文化財の観光コンテンツとしての質の向上、情報発信の強化等により、来訪者やリピーター、長期滞在者の増加につなげる必要がある。

③学校教育及び生涯学習

- ・「総合的な学習(探究)の時間」など、学校教育において文化財の活用が進むよう、児童生徒による博物館や埋蔵文化財センター等の利用を促進する必要がある。
- ・展示、講演会等の実施により、文化財と県民の接点を積極的につくる必要がある。
- ・県民が地域の歴史にアクセスしやすい環境を充実させる必要がある。

(3) 文化財の担い手と支え手*

- ・人口減少下において、文化財の維持管理、継承に関わる担い手不足への対策が必要である。
- ・建造物などの修理・修復等に用いる資材を確保するため、茅場等の維持管理のための対策を要する。

* [支え手] 本大綱では、直接の文化財所有者・管理団体等ではない支援機関・支援団体を指す。



2-3-(3) 復元住居の修理を手伝う人々
(史跡井戸尻遺跡 富士見町提供)

4 分野共通の課題

(1) 専門的知見の活用

- ・文化財の所有者・管理団体等が、その調査及び修理・修復等に関して、専門的な知識やノウハウを有していない場合にも適切に対応できるよう、支援体制の構築が必要である。
- ・文化財の適切な保存・活用を推進するためには、県内において専門家が関与した保存・活用事例についての情報共有が必要である。

(2) 市町村等との連携

- ・県と市町村とが文化財の保存・活用に関する様々な情報、課題や対応策等を共有し、県内全域における保存・活用の推進を図る必要がある。
- ・土地、建物、景観等に係る関係法令に的確に対応するとともに、地域住民や関係機関等の理解・協力を得ながら文化財の保存・活用を進める必要がある。
- ・文化財の種別によっては保護対象を選定する基準について明確にする必要がある。

(3) 県内の文化財保存・活用推進体制

- ・市町村の文化財保存・活用推進体制の維持・向上のため、専門職員の資質向上を図る必要がある。
- ・県の文化財保存・活用推進体制の維持・向上のため、専門職員の確保や各文化財類型に対応できる体制の構築が必要である。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地における届出・通知件数が増加傾向にある一方、埋蔵文化財専門職員を配置している市町村等は令和5年(2023年)時点で40団体であり、文化財行政を着実に推進するため、県内における専門職員の確保・配置促進が必要である。
- ・大規模工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査量の急増等に対応できる体制を確保する必要がある。

◆文化財の種別に応じた主な課題

文化財 6 類型と埋蔵文化財及び文化財の保存技術に関する個別課題を以下に示し、上記各分野等の課題と特に関連する項目を〈 〉に記す。

①有形文化財

【建造物】

- ・その存在や価値が十分に認識されていない未指定の建造物について、対象物件の調査や記録のための図面作成等を行い、適切な価値付けを検討する必要がある。
〈調査・研究分野（1）〉
- ・建造物の維持管理のため、日常的な文化財害虫対策、防火・防犯対策、平常時の防災対策を講じる必要がある。
〈保存・管理分野（1）・（4）〉
- ・修理等に係る所有者・管理団体等の費用負担が大きい。
〈保存・管理分野（3）〉
- ・専門家の適切な指導・助言を踏まえた保存・修理を行う必要がある。
〈分野共通（1）〉

【美術工芸品】

- ・美術工芸品に損傷を与えないため、適切な環境・設備による温湿度管理が必要である。
〈保存・管理分野（1）〉
- ・美術工芸品の所蔵先のうち、特に寺院・神社では全国的に盗難が発生しているため、防犯カメラの設置等による防犯対策が必要である。
〈保存・管理分野（1）〉
- ・修理・修復等に係る所有者・管理団体等の費用負担が大きい。
〈保存・管理分野（3）〉
- ・専門的な知見を踏まえ、公開と保存のバランスに留意する必要がある。
〈分野共通（1）〉

②無形文化財

- ・その存在や価値が十分に認識されていない優れた芸能や工芸技術について、調査により実態を確認し、保護を推進する必要がある。
〈調査・研究分野（1）〉

③民俗文化財

【有形の民俗文化財】

- ・地歌舞伎小屋は民間芸能の舞台として主に南信州地域に見られるが、建造物と同様に古い建築技法を用いるため、修理・修復等に係る所有者・管理団体等の費用負担が大きい。
〈保存・管理分野（3）〉
- ・1 つの指定文化財を構成する資料の数量が多く、収蔵場所を確保する必要がある。
〈分野共通（2）〉

【無形の民俗文化財】

- ・今日まで引き継がれる祭り・行事の多くは中山間地域に色濃く残り、中心となる地元の担い手の存在が重要であるが、人口減少と少子高齢化に加え、感染症拡大による祭り・行事の中止が大きく影響し、担い手・後継者不足に陥っている。
〈活用・継承分野（3）〉

④記念物

【遺跡（史跡）】

- ・遺跡は土地と切り離すことができない文化財であるため、史跡としての指定とともに

に買上げ事業により公有地化を進め、保存を図る必要がある。

〈保存・管理分野（１）〉

- ・ 広大な範囲が指定対象になるため、保存・活用の考え方や所有者・管理団体等による具体的な取組の内容等を位置づけた保存活用計画を作成し、遺跡の日常的な維持管理を適切に行う必要がある。 〈保存・管理分野（２）〉



④復元整備が続く史跡松代城跡
附新御殿跡（長野市）

- ・ 史跡指定候補の埋蔵文化財包蔵地と長野県史跡については、その本質的価値を明確にするため、専門家による適切な指導・助言を踏まえた発掘調査を実施する必要がある。 〈分野共通（１）〉

- ・ 遺跡の保存に影響を及ぼす工事については、実施にあたって関係者間の十分な調整が必要である。 〈分野共通（２）〉

【名勝地（名勝）】

- ・ 土地所有者との間における指定に係る同意や保護対策に関する合意形成が必要である。 〈保存・管理分野（２）〉
- ・ 美的景観を保つための日常的な維持管理が重要であるため、保存活用計画を作成し、保存・活用の考え方や所有者・管理団体等による具体的な取組の内容等を位置づけ、保護を推進する必要がある。 〈保存・管理分野（２）〉
- ・ 峡谷・山岳にあることが多い自然的名勝地については、近年多発する大規模災害への対策において文化財の保存に十分配慮する必要がある。 〈保存・管理分野（４）〉

【動物、植物、地質鉱物（天然記念物）】

- ・ 保存樹については、樹木の専門家に相談の上、日常的な維持管理作業に加え、ワイヤーロープによる倒木防止措置や、樹勢回復のための計画的な土壌改良事業等を実施する必要がある。 〈保存・管理分野（１）〉
- ・ 動物・植物については気候変動により生育環境の変化が生じ、また、地質鉱物については自然環境の中で劣化や破損が生じる可能性があるため、定期的な状況確認が必要である。 〈保存・管理分野（１）〉
- ・ 植物と地質鉱物は、遺跡・名勝地と同様に土地と密接な関係にあるため、保存活用計画の作成による指定区域と現状変更の取扱い基準の明確化が必要である。 〈保存・管理分野（２）〉

⑤文化的景観

- ・ 里山景観が多く残る県内には、選定された２件のほかにも重要と考えられる文化的景観が存在するため、対象地域を調査し、価値付けを行う必要がある。 〈調査・研究分野（１）〉
- ・ 近年増加する太陽光パネル等の景観への配慮を要する設備の設置など、各種開発事業との調整が必要である。 〈分野共通（２）〉

- ・重要文化的景観の選定を受けるためには、その対象地域が景観計画区域内や景観地区内にある必要があるため、地域住民との本質的価値の共有、関係機関との情報共有と連携が求められる。〈分野共通（２）〉

⑥伝統的建造物群

- ・伝統的建造物群保存地区（以下、「伝建地区」という。）では、消火施設の整備に加え、消防署・消防団との連携による防火体制の向上が必要である。〈分野共通（２）〉
- ・過疎化に伴う空き家の増加、建造物所有者の世代交代、地域コミュニティの変化などに対応しながら、伝建地区における適切な管理、修理・修景を行う必要がある。〈分野共通（２）〉
- ・現状変更の行為が制限されていない伝建地区隣接地における砂防堰堤造成や太陽光パネル等の工作物設置についても、歴史的風致への影響に配慮する必要がある。〈分野共通（２）〉
- ・都市計画法、建築基準法、景観法等の関係機関による情報共有と連携が必要である。〈分野共通（２）〉

⑦埋蔵文化財

- ・埋蔵文化財の適切な保護を図るとともに、保護と開発との両立を図るため、「指定相当の埋蔵文化財包蔵地」の早期把握に取り組む必要がある。〈保存・管理分野（１）〉
- ・埋蔵文化財の保護を推進するため、近世及び近代の埋蔵文化財包蔵地について、その保護基準を明確にする必要がある。〈分野共通（２）〉
- ・治水対策や高速道路建設等の大規模工事に伴う発掘調査量の急増に対応できる調査体制を確保する必要がある。〈分野共通（３）〉

⑧文化財の保存技術

- ・県内で保有されている文化財の保存に必要な材料・用具の生産、修理・修復の技術について、県選定保存技術者の選定も含め、技術の保存・伝承の取組が必要である。〈活用・継承分野（３）〉

5 本県の文化財行政が目指す将来像と基本方針

(1) 目指す将来像

本県の文化財行政が目指す将来像は、「文化財とその価値が次世代に継承され、「信州」の一体感と地域の多様性の魅力発信に活かされている」とする。

第1章で、本県の多様性が各地域の文化財の構成から理解できるとしたが、文化財とその価値を次世代に継承するため、文化財の価値に影響を及ぼす現状変更の行為に制限を設ける一方、各地域の文化財の価値を県民が共有し、地域の魅力発信に活かしていくことも重要である。

【目指す将来像】
文化財とその価値が次世代に継承され、
「信州」の一体感と地域の多様性の魅力発信に活かされている

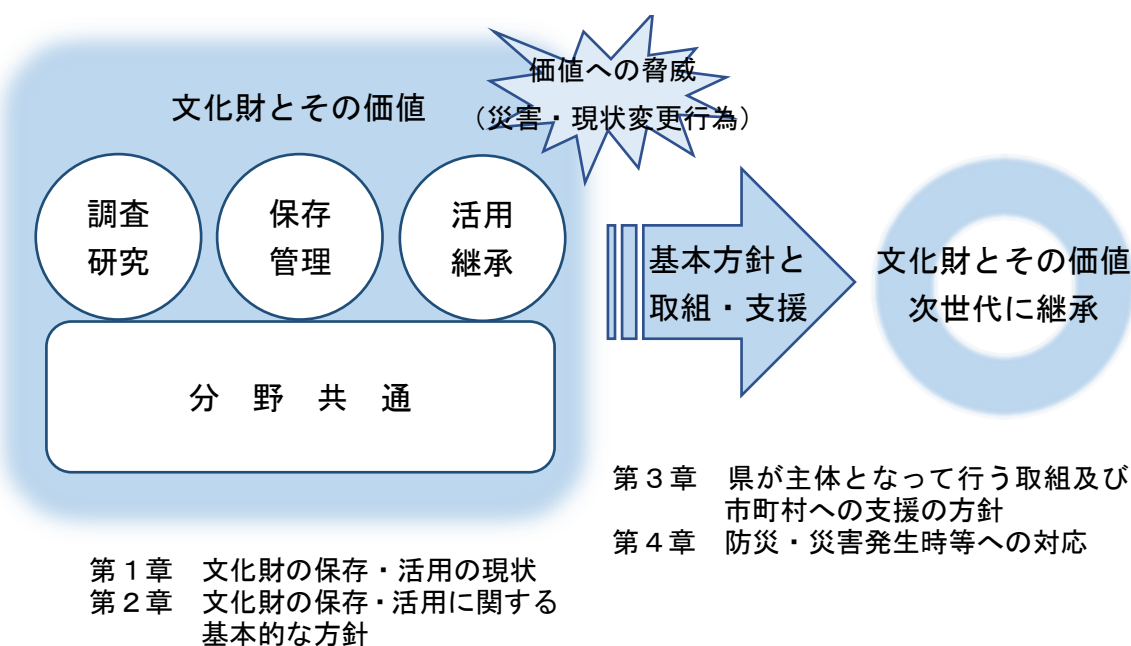
(2) 文化財の保存・活用の基本方針

文化財の「調査・研究分野」、「保存・管理分野」、「活用・継承分野」、「分野共通」の課題を踏まえ、目指す将来像の実現に向けて以下のとおり文化財の保存・活用の基本方針を定める。

2-5-(2)-1 文化財の保存・活用の基本方針

分野等	基本方針
調査・研究	(1) 文化財情報の正確な把握と保存 (2) 大学等研究機関との連携と最新技術の導入 (3) 社会情勢や県政上の課題等に関する調査の実施
保存・管理	(1) 文化財の保存・管理状況の把握と指定等の促進 (2) 市町村等による各種文化財計画書作成の促進 (3) 県補助金の予算確保と民間資金等の導入 (4) 災害発生に備えた体制づくり
活用・継承	(1) 文化財に関する情報発信の充実・強化 (2) 様々な施策分野における文化財の活用促進 (3) 文化財の担い手の育成と支え手との関係づくり
分野共通	(1) 専門家による指導・助言の実践 (2) 市町村等との情報共有と連携 (3) 県内の文化財保存・活用推進体制の充実

2-5-(2)-2 目指す将来像と基本方針の関係



第3章 県が主体となって行う取組及び市町村への支援の方針

第2章の基本方針に従い、県が主体となって行う取組と市町村への支援方針を、項目別に記載する。各分野における施策は、分野を横断して行うこともある。

(項目の凡例)

○：県が主体となって行う取組

◎：市町村への支援の方針、もしくは市町村への支援の方針が含まれるもの

1 調査・研究分野

(1) 文化財情報の正確な把握と保存

○把握調査が未実施の県内の文化財に関して、分布調査及び史料編さん等による調査・研究を進める。

◎県立歴史館の科学分析機器により、収蔵資料に新たな価値付けを行い、成果を公開する。また、市町村が実施する科学分析業務を支援する。

(2) 大学等研究機関との連携と最新技術の導入

○大学等研究機関が実施する調査・研究に連携・協力し、測量技術などの最新の調査技術等を把握・習得して、調査・研究分野の質的向上を図る。

(3) 社会情勢や県政上の課題等に関する調査の実施

○国や他県の調査情報の収集により、文化財がもつ価値の重要性や評価基準を検討する。

○近現代に関する史資料の収集と調査・研究について、国の指針を参照しながら方針を定め、実施する。

2 保存・管理分野

(1) 文化財の保存・管理状況の把握と指定等の促進

◎県文化財保護指導委員による文化財パトロールにおいて保存・管理状況の確認に努め、改善策を講じる。また、パトロールの結果は、県と市町村との連携や補助事業の優先順位に活かす。

○県指定文化財及び「指定相当の埋蔵文化財包蔵地」に関し、定期的なモニタリングを実施し、県文化財保護審議会委員の指導・助言を受けつつ、指定等に向けて価値を明らかにするための調査を実施する。

◎県立歴史館は、保存処理機器により脆弱資料の現況を確認し、適切な資料保存を行う。また、市町村が実施する資料保存業務を支援する。

(2) 市町村等による各種文化財計画書作成の促進

◎指定文化財に関する保存・活用の考え方や所有者・管理団体等による具体的な取組の内容等を位置付けた「保存活用計画」作成のため、所有者・管理団体等に助言等の支援を行う。

- ◎文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクションプランである市町村の「文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）の作成に関して、市町村の要請に応じた助言と、作成に係る研修を行い、文化財とその価値の次世代継承を促進する。
- ◎小規模町村などにおいて自ら地域計画を作成することが難しい場合、複数の町村が共同で地域計画を作成できるよう支援する。

（３）県補助金の予算確保と民間資金等の導入

- ◎所有者・管理団体等が行う国・県指定文化財の修理・修復等を支援するため、必要な予算の確保に努めるとともに、緊急性や必要性を適切に判断しながら引き続き補助する。
- ◎所有者・管理団体等の自己負担金の資金調達的手法として、クラウドファンディング、財団の助成、文化庁以外の省庁の補助金・交付金等の活用について検討し、適切な助言を行う。

（４）災害発生に備えた体制づくり

- ◎平常時、災害発生時、東海地震等大規模地震への対応については、令和３年（２０２１年）に策定した「長野県文化財防災マニュアル」及び「長野県文化財レスキューガイドライン」を指針とする。また、文化財保護行政市町村担当者会議において、マニュアル・ガイドラインの内容に関する周知を定期的に行い、運用を図る。
- ◎大規模災害発生時に備え、国立文化財機構文化財防災センターと平常時から連携を図り、県主催の研修会において文化財防災の実践的な研修を実施する。

３ 活用・継承分野

（１）文化財に関する情報発信の充実・強化

- 文化財に関する情報発信について、対象や目的に応じた効果的な手法を検討・実施する。
- 長野県公式観光サイト「Go NAGANO」や長野県文化芸術情報発信サイト「CULTURE.NAGANO」をはじめ、様々な施策分野における県や関係団体の広報手法を活用し、文化財に関する情報発信を充実・強化する。

（２）様々な施策分野における文化財の活用促進

- まちづくり、観光、教育、移住、交流など様々な施策分野において、文化財の積極的な活用を促進するため、県関係部局、現地機関等による文化財活用推進会議（仮称）を開催し、活用事例や活用にあたっての課題・規制等の共有、対応策の検討等を行う。
- 県の各施策担当者の文化財に対する理解を深め、活用の促進を図るため、文化財に関する勉強会や研修等を実施する。
- ◎県内外において実践されている文化財活用の好事例を収集し、広く情報発信を行うことにより、同様の取組の促進を図る。

①文化財を活用したまちづくりの推進

- ◎近代以降の建造物や重要伝建地区等の文化財について、宿泊施設、集客施設へのリノベーション・コンバージョン（改修・用途変更）に関する取組を支援する。
- ◎部局間連携や、公・民・学によるまちづくり支援組織「信州地域デザインセンター（UDC 信州）」など関係団体との連携により、住民生活と調和した、文化財を活かしたまちづくりを支援する。

②文化観光の推進

- ◎認定された県内4つの日本遺産を軸とする関連文化財群を観光資源として積極的に活用する。
- ◎県内各地域の有形・無形の文化財について、その歴史・風土等のストーリーの活用・創出など、磨き上げやブランド化への支援により、文化財の保存に配慮した、長期滞在やリピーターを呼び込む取組を推進する。
- ◎博物館や史跡のガイダンス施設といった拠点施設の連携を支援する。
- ◎文化財をきっかけにした旅行者の周遊や、他の目的で長野県に来訪した旅行者が文化財に触れる機会の創出等を支援する。
- ◎VR（仮想現実）やAR（拡張現実）といった先端技術を活用した歴史的体験のほか、歴史的建造物を会議やレセプションで用いるユニークベニューや、歴史的体感を重視したLiving History事業等の実施を支援する。
- ◎増加する訪日外国人旅行者に対応するため、文化財の多言語解説整備等を支援する。
- ◎文化財のユネスコ世界遺産、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す市町村や保存団体等の取組を支援する。

③学校教育及び生涯学習との連携の促進

- ◎県立歴史館が実施する講演会、学校等への出前授業、職員研修制度、市町村への展示等技術支援などを通じて、市町村の「学び」のための取組を支援する。
- ◎市町村等による文化財の普及啓発や地域住民向けのイベントの開催を支援する。
- ◎「信州ナレッジスクエア」を活用し、県立歴史館等の資料・収蔵品のデジタル化、オープン化を推進する。
- ◎県立歴史館の機能充実により、県民の歴史に関する学習や交流の促進を図る。

（3）文化財の担い手の育成と支え手との関係づくり

- 文化財に関心があり関与を希望する人々がボランティア活動を通じて文化財に触れる機会を創出する。
- ◎民俗芸能を継承するための各種取組に対し企業等の積極的参加を促進する「民俗芸能パートナー企業制度」について、全県的な取組へと充実を図る。
- ◎文化芸術に関する中間支援組織である「信州アーツカウンシル」や関係団体等と連携し、民俗芸能の継承などについて支援体制の構築に取り組む。

○文化財の支え手となりうる公益財団法人や企業等と、文化財の保存・活用に関する連携を促進する。

◎文化財の修理・修復等に用いる資材の安定的確保を図るため、茅場等の維持管理を担う団体を支援する。

4 分野共通

(1) 専門家による指導・助言の実践

◎所有者・管理団体等が実施する調査及び修理・修復等に関して、適切な対応を講じることができるよう、専門家からの指導・助言が受けられるエキスパートバンク制度を設ける。

○公益財団法人長野県建築士会のヘリテージマネージャー協議会等と連携を進め、県内文化財の保存・活用状況について情報共有を図る。

(2) 市町村等との情報共有と連携

◎県と市町村が文化財の保存・活用に関する課題や対応策、県内外の先進事例等を共有する場を設ける。

◎文化財所在地とその周囲で行われる公共工事等により文化財の保存に影響が及ぶ場合、助言及び関係部局による調整等の支援を行う。

◎歴史的建造物の保存・活用を計画する市町村が建築基準法の適用除外等を検討する場合、助言及び関係部局による調整等の支援を行う。

◎近世及び近代の埋蔵文化財包蔵地について、保護対象を選定する基準を市町村と連携して作成し、対象となる文化財の保護に取り組む。

(3) 県内の文化財保存・活用推進体制の充実

◎市町村の文化財保存・活用推進体制を支援するため、県が主催する各種文化財研修制度の充実を図る。

○県の文化財保存・活用推進体制の維持・向上のため、専門職員の計画的な採用を行うとともに、特定の文化財類型に偏らない多様な専門職員の構成を図る。

◎県内で学ぶ大学生・大学院生が県や市町村専門職員の仕事内容を知ることのできる機会を設け、県内の専門職員の確保・配置の促進につなげる。

○大規模工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査量の急増等に対応できる体制を確保するため、他機関からの人員支援や民間調査組織の試行的導入の検討を行う。

第4章 防災・災害発生時等への対応

本県では、国・県指定文化財の防災に関して、「長野県地域防災計画」や「文化庁防災業務計画」等に基づき、具体的な行動の指針を示す目的で「長野県文化財防災マニュアル」を作成した。同マニュアルは、国・県指定文化財の災害予防、災害応急対策及び災害復旧と、国・県指定文化財の公開施設における入場者等の生命、身体の安全に関し、万全を期することを目標とする。平成20年（2008年）に策定し、令和3年（2021年）に改訂している。

また、平成29年（2017年）に千曲市の松田家住宅主屋及び松田家齋館の2棟の県宝の焼失を契機に「文化財防災対策検討委員会」を設置し、災害時の文化財への対応の検討を行い、令和3年（2021年）に「長野県文化財レスキューガイドライン」を策定した。2つのマニュアル・ガイドラインは、本大綱の防災・災害発生時の指針となるものである。

1 平常時の備え

平常時には、毎年1月26日の「文化財防火デー」に合わせた防災設備の点検や消火訓練を実施している。また、令和元年（2019年）9月に文部科学大臣が決定した「世界遺産・国宝等における防火対策5ヶ年計画」や、国の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を踏まえ、防火設備の整備等のハード面の整備に加え、定期点検、防災訓練の実施などソフト面の取組が強化された。さらに、令和元年（2019年）12月に「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」が改訂され、警報設備や消火設備等の内容が一部改められた。

また、平成25年（2013年）10月の国の「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引き」に基づき、文化財の所有者・管理団体等や市町村と相談の上、計画的に耐震基礎診断と耐震補強に取り組む必要がある。

以下に、文化財の防災知識、防火訓練の実施、耐震対策について、実施項目を示す。

4-1 平常時の備え（「長野県文化財防災マニュアル」より）

対策等の内容	項目
文化財の防災知識	・文化財の防災知識の収集と防災対策の実施
防火訓練の実施	・毎年1月26日の「文化財防火デー」を中心とする文化財防火運動
耐震対策	・文化財等の耐震対策の実施 ・安全な公開方法、避難方法の設定 ・注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備 ・地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備 ・文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備 ・地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備

2 被災時の対応（一般災害）

災害発生時には、所有者・管理団体等から市町村に提出された被害状況調査票をもとに、県と市町村及び所有者・管理団体等の情報共有を速やかに図り、その後に復旧計画の策定を行う。

また、県と市町村では対応が困難である大規模災害の場合は、国指定文化財は文化庁と、地方指定文化財等は国立文化財機構文化財防災センターに支援を要請する。

災害発生後には、被災した文化財を速やかに救出する必要があるため、県、県立歴史館、被災した市町村の文化財担当部局、信州資料ネット等で構成する「長野県文化財レスキューネット」内で被害状況を共有し、文化財レスキュー作業に移行する。

以下に、災害発生時から復旧時段階の実施項目を示す。

4-2 被災時の対応（一般災害）（「長野県文化財防災マニュアル」より）

段 階	項 目
災害発生時	・人命の安全確保
災害発生後	・文化財の被災状況の把握 ・文化財の所有者は「被害状況調査票」を作成し市町村に報告
復旧時	・復旧計画の策定 ・復旧事業に対する支援 ・復旧事業の実施

3 東海地震等の大規模地震発生時の対応

大規模地震発生時は、発生段階で人命の安全確保を最優先とし、次に、被災した文化財について第1段階から第4段階の対応を行う。

大規模地震の場合、広域かつ被害規模が大きいが想定されるため、第2段階にて県が中心となり関係機関の調整を行い、文化庁や国立文化財機構文化財防災センター、長野県文化財レスキューネットが連携して第3段階・第4段階に順次移行する。

以下に、東海地震等の大規模地震が発生した場合の実施項目を示す。

4-3 東海地震等の大規模地震発生時の対応（「長野県文化財防災マニュアル」より）

段 階	項 目
東海地震等注意情報発表時	・安全の確保 ・文化財の避難
東海地震等警戒宣言発令時	・安全の確保 ・文化財の避難
発生段階	・安全確保と避難 ・人命救助 ・二次災害の防止

第1段階 発生から1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保と文化財の被害状況の把握 ・文化財の二次災害の防止
第2段階 発生から2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の所有者は「被害状況調査票」を作成し市町村に報告 ・文化財等の救援事業の申請
第3段階 発生から1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・損壊文化財等の部材保全
第4段階 復興段階	<ul style="list-style-type: none"> ・被災文化財の修復計画の策定 ・修復事業の実施

4 防犯対策

美術工芸品の日常的な防犯対策では、市町村や所有者・管理団体等による文化財の管理台帳の備えつけと、文化財の所在と保管状況の定期的な点検が必要である。

常時人目に触れるような文化財の場合は、き損や盗難に備え、防犯カメラや防犯センサー等の設置を促進する必要がある。

美術工芸品の盗難が発生した場合は、文化庁の盗難等に関する情報提供特設ページ「取り戻そう！みんなの文化財」に情報掲載し、早期発見に努める。

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

本県の諸課題に対応し、地域が一体となった文化財の保存・活用を進めていくためには、文化財担当部局だけでなく、関係部局及び現地機関、関係団体等と連携する必要がある。

また、県内には、歴史や民俗等に関する任意の研究団体が各地に数多く存在することが特徴で、地域にある各種文化財の現状や、その保存状態に目配りし、また定期的に雑誌を発行し、調査・研究に貢献している。これらの研究団体と連携を図り、文化財の保存・活用を推進する必要がある。

1 本県の文化財行政

本県では、芸術文化施策との連携を強化するとともに、文化財を活用した地域振興にも一層取り組むため、令和6年（2024年）4月に文化財行政を教育委員会から知事部局の県民文化部に移管し、新たに「文化振興課」を設置した。県の様々な施策との連携を充実・強化し、文化財を、守って活かす、活かして守る、保存と活用が一体となった施策の推進を図る。

以下に令和6年（2024年）4月現在の組織体制を示す。

(1) 県民文化部文化振興課

文化財の保存・活用に関する事務は県民文化部文化振興課が担当する。業務内容としては、文化財の指定や管理、文化財の保存・活用に係る調査及び調整、銃砲刀剣類の登録、博物館の登録等である。

5-1 本県の文化財行政

【本庁】

部局名	業務内容
文化振興課	【文化財の保存・活用に関する事務】 <ul style="list-style-type: none">・有形・無形・民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物及び埋蔵文化財などの保護・継承及び活用に関すること・日本遺産に関すること・世界遺産に関すること・銃砲刀剣類の登録に関すること・博物館に関すること・県立歴史館の管理に関すること

【現地機関】

機関名	業務内容
県立歴史館	・考古資料、歴史的価値を有する文書、その他歴史資料等の収集・整理・保存、調査研究、情報提供及び展示・教育普及に関すること

(2) 文化財保護審議会（附属機関）

文化財保護条例に基づき、知事の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議する附属機関である。

委員は、学識経験者から知事が任命する。委員定数は15名以内であるが、特定の事項について調査するため必要があるときは臨時委員を置くことができる。

委員の専門分野は、有形文化財（建造物、美術工芸品）、無形の民俗文化財、遺跡（史跡）、名勝地（名勝）、動物、植物、地質鉱物（天然記念物）である。

2 本県の関係部局

文化財の保存・活用の一層の推進のため、県の地域づくり、自然環境保護、産業、観光、都市計画、学校教育、生涯学習等の業務を担当する部局と連携する。

5-2 本県の関係部局

部局名	関連する業務内容
企画振興部 地域振興課	・地域づくり人材の確保・育成に関すること ・市町村の地方創生・地域再生に関すること ・移住・交流の推進に関すること
企画振興部 国際交流課	・国際交流の企画、連絡調整及び推進に関すること
環境部 自然保護課	・自然公園法・自然環境保全条例に基づく許認可に関すること ・自然公園等の管理に関すること ・希少野生動植物の保護に関すること
産業労働部 産業技術課	・伝統的工芸品産業の振興に関すること
観光スポーツ部 山岳高原観光課	・観光地域づくりの推進に関すること
観光スポーツ部 観光誘客課	・国内外の観光プロモーションに関すること
建設部 都市・まちづくり課	・都市計画法に関すること ・景観法及び景観条例に関すること
建設部 建築住宅課	・建築基準法に関すること
教育委員会事務局 学びの改革支援課	・公立の小・中・高等学校における教育課程の適正な編成・実施等に関すること
教育委員会事務局 生涯学習課	・県立長野図書館に関すること ・生涯学習振興のための企画・調整に関すること ・青少年教育、社会教育などの推進に関すること

3 他の機関との連携

(1) 文化財保護指導委員

県文化財保護指導委員は、文化財保護法第 191 条第 1 項の規定により県が配置しており、国・県指定文化財について随時巡視を行うとともに、所有者その他の関係者に対し文化財の保護に関する指導及び助言等を行っている。令和 6 年（2024 年）4 月 1 日現在、20 名を配置している。

(2) 一般財団法人長野県文化振興事業団

県民の心の豊かさの醸成と文化力の向上を目指し、指定管理により運営する県立文化施設の特性と地域性を活かしつつ、音楽・演劇・美術・歴史に関する文化振興事業を展開している。

特に、長野県埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財調査と研究、調査技術の指導・研修、出土遺物の保存処理、埋蔵文化財の公開・活用を担っている。

また、信州アーツカウンシルは、文化芸術の振興や活用に専門的知識をもつスタッフが、文化芸術活動に対する助成を基軸とした寄り添い型の担い手支援を行い、本県の文化芸術活動の持続的発展に取り組んでいる。

(3) その他団体

下記の団体をはじめ様々な団体と連携し、文化財の保存・活用の推進、担い手等の育成、災害発生時の対応を行う。

【長野県文化財保護協会】

文化財の調査、研修、講習、視察などの開催、文化財の保護に功績のある団体・個人の表彰等を行う団体。

【長野県博物館協議会】

県内の博物館相互の連絡と協力を図るために設立された団体。

【長野県史料保存活用連絡協議会】

本県及び市町村が保管している公文書等及び地域の古文書・記録類を保存・活用することに関して設立された団体。

【信州資料ネット】

令和元年（2019 年）10 月の「令和元年東日本台風」を契機に、有志によって設立された被災資料の救出保全のためのボランティア団体。

【公益社団法人長野県建築士会 へリテージマネージャー協議会】

歴史文化遺産の保全と活用を推進するため、へリテージマネージャーの育成と研修、活動の情報収集と公開並びに連絡・協議活動を行う団体。

【一般社団法人長野県観光機構】

長野県の豊かで美しい自然と多彩な伝統、文化を活かし、観光振興に関する事業を行うことにより、長野県の観光産業の振興を図る団体。

参考資料

文化庁の補助事業等で実施した県内の文化財調査

文化財の種別		調査名	刊行年度
有形文化財	建造物	民家緊急調査	昭和 51 年(1976 年)
有形文化財	建造物	近世社寺建築緊急調査 (第一次・第二次)	昭和 57 年(1982 年)・ 平成 3 年(1991 年)
有形文化財	建造物	近代化遺産 (建造物等) 総合調査	平成 21 年(2009 年)
有形文化財	建造物	近代和風建築総合調査	平成 30 年(2018 年)
有形文化財	建造物	近現代建造物緊急重点調 査	令和 6 年 (2024 年)
民俗文化財		民俗資料緊急調査	昭和 44 年(1969 年)
民俗文化財		民謡緊急調査	昭和 59 年(1984 年)
民俗文化財		民俗文化財分布調査	昭和 47 年(1972 年)
民俗文化財		諸職関係民俗文化財調査	平成 2 年(1990 年)
民俗文化財		民俗芸能緊急調査	平成 7 年(1995 年)
記念物	遺跡 (史跡)	中近世城館遺跡・ 近世大名墓所調査	昭和 58 年(1983 年) 中世城館遺跡刊行
記念物	遺跡 (史跡)	歴史の道調査	昭和 54 年(1979 年) ～平成 8 年(1996 年)
記念物	名勝地 (名勝)	近世の庭園・公園等に関 する調査・研究	平成 24 年(2012 年)
記念物	名勝地 (名勝)	名勝に関する総合調査 (所在調査)	平成 25 年(2013 年)
記念物	動物、植物(天 然記念物)	植生図・主要動植物地図	昭和 49 年(1974 年)
文化的景観		農林水産業に関連する文 化的景観の保護に関する 調査研究	平成 17 年(2005 年)
文化的景観		採掘・製造、流通・往来及 び居住に関連する文化的 景観の保護に関する調査 研究	平成 22 年(2010 年)
伝統的建造物群		伝統的建造物群保存対策 調査	昭和 63 年(1988 年) ～
埋蔵文化財		全国遺跡地図	昭和 42 年(1967 年)

文化財の 保護制度	文化財の体系	件数 ()内は内訳
指定	長野県宝	77
	建造物	171
	美術工芸品	
	絵画	(22)
	彫刻	(67)
	工芸品	(32)
	書跡及び典籍	(6)
	古文書	(8)
	考古資料	(28)
	歴史資料	(8)
	長野県無形文化財	1
	長野県有形民俗文化財	8
	長野県無形民俗文化財	30
	長野県史跡	67
	集落跡、古墳等	(19)
	国郡庁跡、城館跡等	(30)
	社寺の跡等	(4)
	学校等	(1)
	交通・通信施設等	(7)
	墳墓及び碑	(1)
	旧宅等	(5)
	長野県名勝	6
	公園、庭園	(2)
	峡谷、瀑布等	(4)
	長野県天然記念物	104
	動物	(20)
	植物	(62)
	地質鉱物	(22)
選定	長野県選定保存技術	0
選択	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	25
合計件数		489

